

## 葛城市土地開発公社が先行取得した受援施設の適正な処理を求める決議

葛城市土地開発公社が令和7年12月8日に取得した東室171番1他2筆の土地及びその地に存する建物について、先行取得に係る一連の手続の中に不適切な事務があるうえ、そのことにより、当該物件が事業目的に適しているのか、市議会で調査する機会を設けることができなかった。令和7年12月定例会に上程された一般会計補正予算案において、当該施設の買戻し費用が計上されていたが、その部分を削除した修正案が全会一致で可決され、その後再議にかけられたが、修正案が議長を含む全議員で可決された。

今後、不適切な事務処理に係る疑念について払拭できない限り、一般会計予算に買戻しの費用を計上されても議会として認めることができない状態である。このままでは、当該物件が土地開発公社の長期保有物件となり、当初の事業目的どおりに使用されないいわゆる「塩漬け」物件となってしまう。当該物件の取得については、土地開発公社が金融機関等から全額を金銭消費貸借により調達していることから、1年で約770万円（利率年3%として）の利息が無駄に発生してしまう。この利息の負担については、最終的に市が負担する可能性が非常に高いことから、市民皆様が納付していただいた貴重な税金で手当ですることになってしまう。

よって、葛城市及び葛城市土地開発公社においては、この状況を重く受けとめ、現在の状況をいち早く解消すべく迅速に方針を定め、速やかに判断され、将来に向け無駄な負債を増やすことで市民の皆様が納付していただいた血税を無駄に使うことがないように、速やかに処理することを強く求めるものである。

また、受援体制の整備の必要性は市議会議員全員が認識しているので、今後、奈良県の受援体制の動向を注視するとともに市議会と協議を重ね、本市にとって最善の受援体制を構築するまでの間は、市民の皆様に安心していただくためにも、発災時に受援施設として無償で協力していただける公共施設や学校施設、工場等と早急に協定を締結していただくよう要望するものである。

以上、議会の総意として決議する。

令和8年3月27日

奈良県葛城市長 阿古 和彦 殿

葛城市土地開発公社理事長 東 錦也 殿

奈良県葛城市議会